

平成24年度奈良県人権施策協議会 議事録要旨

1 開催日時

平成24年8月2日（木） 13:30～15:10

2 開催場所

奈良県庁主棟5階 第一会議室
奈良市登大路町30番地

3 出席者

委員：寺澤委員(会長)、野口委員(副会長)、杉井委員、村上委員
渋谷委員、岩本委員、松本委員、岡下委員

事務局：影山くらし創造部長、西谷くらし創造部次長、吉田教育次長
奥田学校教育課長補佐、奥田人権・地域教育課長、太郎田女性支援課長
角田子育て支援課長、岸岡こども家庭課長、岩井田長寿社会課係長
土井障害福祉課長、山本国際観光課長補佐、吉本保健予防課長
鍵田人権施策課長

4 議題

- (1) 奈良県人権施策に関する基本計画の推進について
- (2) 若者の人権意識調査の結果について
- (3) その他

※配付資料

- 資料1. 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画
- 資料2. 「奈良県人権施策に関する基本計画」各分野別関連指標の推移
- 資料3. 人権相談件数等の推移
- 資料4. 若者の人権意識調査結果の概要
- 資料5. 若者の人権意識調査報告書（概要版）
- 資料6. 若者の人権意識調査報告書
- 資料7. 奈良県人権施策協議会規則

5 議事内容

◎会長及び副会長の選出

協議会規則第3条の規定に基づき、委員の互選により、寺澤委員が会長に、野口委員が副会長に選出された。

◎議題（1）奈良県人権施策に関する基本計画の推進について

- ◆事務局（人権施策課長補佐）から資料1に基づきポイントを説明

○人権施策に関する概況について（2011(平成 23)年度の主な取組）

- ・「人権に関する指導者「人権パートナー」の養成と活用」
地域における人権のまちづくりに向けた取組の核となる人権に関する指導者(人権パートナー)の養成とその効果的な活用を図るため、所要の事業を実施した。
- ・「人権相談の充実」
複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、国や市町村などの公的機関やNPO等、93機関で構成する「なら人権相談ネットワーク」において、各機関の連携・協力を図った。
- ・「奈良県児童虐待防止アクションプラン」の策定
奈良県児童虐待対策検討会がとりまとめた提言を踏まえ、児童虐待の防止に向け、母子保健や子育て支援分野等を含め総合的に取り組むため、2011(平成 23)年度から、2013(平成 25)年度までを期間とした「奈良県児童虐待防止アクションプラン」を策定した。
- ・「障害者スポーツ・アート創出事業」
スポーツや美術・音楽・演劇・身体表現などの文化芸術活動を通じて、障害のある人とない人が交流し、理解を深め合うための取り組みとして、「ふれあいスポーツフェスティバル」、「奈良県障害者芸術祭 HAPPY SPOT NARA2011-2012」を開催した。

○人権施策に関する概況について（2012年度の主な取組）

- ・「在住外国人相談・情報発信事業」
多文化共生社会を進めていくため、在住外国人の自立を促進しながら言葉や生活習慣の異なる外国人が奈良での生活をスムーズに、かつ快適に過ごすことができるよう、悩みや問題の共有化を図るとともに、多言語での生活全般にわたる幅広い情報の提供を行う。
- ・「聴覚障害者支援センター設置・運営事業」
聴覚障害者に対する総合的な支援の拠点として聴覚障害者支援センターを県社会福祉総合センター内に設置し、コミュニケーション支援従事者の養成・派遣、聴覚障害者に対して情報提供や相談支援等を行う。
- ・「男女で考えるライフプラン・ワークプラン事業」
夫婦・パートナーと一緒に将来の人生設計を考え、就労意欲を高め、共通意識を持って、女性の「就業継続・再就職」および「仕事と家庭の両立」の実現に取り組むため、ハンドブックを作成・活用する。
- ・「不登校児童生徒の保護者支援事業」
相談機関と繋がっていない保護者のネットワークづくりの支援をするものである。また、保護者等が不登校に関して理解を深めるため「不登校『ほっ』とネット」を開催する。
- ・「国際交流員派遣事業」
県内市町村や学校からの依頼により、国際交流員を、国際交流や異文化理解に関する研修・イベントの講師として派遣するものである。

◆在住外国人相談窓口について
(渋谷委員)

外国人の方は、なかなか情報にアクセスできないという問題がある。在住外国人相談窓口の存在をどのように広報し、また、積極的な利用を促す工夫をしているのか。

(国際観光課長補佐)

この在住外国人相談窓口は、2012(平成24)年3月31日に解散した「なら・シルクロード博記念国際交流財団」で行っていたが、現在、その一部の業務を国際観光課が直営で行っている。中小企業会館の2階で相談を受け付けているが、周知徹底が不十分なのか、訪問する方が少ないのが現状。

チラシを配布すると同時に、日本語・中国語・ポルトガル語・英語の4カ国語で案内の表記をしたり、中小企業会館の中にも、相談窓口の場所が分かりやすいように広報の仕方を工夫しており、もちろんHPにも掲載している。学校やハローワークや保健所など、様々なところで周知、働きかけをしているが、今後、さらに周知を図っていきたい。

◆在日外国人日本語講座開催事業について

(渋谷委員)

在日外国人日本語講座開催事業は、いつ、どこで、誰が、どのように行っているのか。

また、日本語が不自由な外国人の方のニーズに合っているのか。

(人権・地域教育課長)

在日外国人日本語講座開催事業については、現在、大和高田市在住外国人日本語講座実行委員会(代表者は大和高田市副市長)に委託して、毎週月曜日の13時30分から15時30分の2時間と毎週水曜日の19時から21時の2時間、大和高田市内の東雲総合会館において実施している。言葉や習慣などの違いにより日常生活が困難な在住外国人の方を対象としており、日本語の習得や、日本の生活習慣を身につけるための講座を開設している。講師は、対象となる方の第1言語が使える、日本語の指導や生活相談ができる方である。昨年、対象者約50名で、第1言語に応じて英語・中国語では毎週2回程度、フィリピンのタガログ語では毎週1回、ベトナム語・タイ語では2週間に1回程度、韓国・朝鮮のハングル語では3週間に1回程度の割合で、講座を開催している。日常生活における日本語が話せるようになりたい、日本の文化や生活習慣などを学びたいという在住外国人の方のニーズに応じて講座を開催しているのが現状。

(渋谷委員)

大和高田市で開催しているとのことだが、遠方に住んでいる方や、仕事の関係で昼間に来られない方もいると思われ、将来的には複数の場所で開設されるように願っている。

◆在住外国人相談発信事業について

(渋谷委員)

在住外国人相談発信事業ということで、生活相談窓口を設けるなどしているようだが、緊急の情報や重要な情報、例えば、防災のことや子どもの予防接種のような医療関係のことは、外国人住民用に多国語で翻訳してあるのか。

(国際観光課長補佐)

「外国人住民用の緊急・重要な情報の多言語翻訳」ということについても、HP上で広報している。国際観光課のHPを開くと、先ほど説明した生活相談窓口のことも掲載して

あり、生活情報として、住民基本台帳制度や新しい在留管理制度が始まること、特別永住者の制度が変わることなどを、あらゆる機関のHPとリンクさせながら紹介している。救急車の呼び方や、警察への通報の仕方、防災ガイドについても掲載している。

なお、防災に関しては、「外国人防災力向上事業」という新規事業があるが、災害発生時には、外国人の方も災害弱者になるであろうということで、さまざまな支援の仕方、周囲の人がどのようなことに気をつければいいのか等を、今後、防災計画に盛り込んでいく、あるいは、そういった方々への講習会を計画しているところ。

◆在日外国人の「在留カード」制度について

(村上委員)

先月、在日外国人の「在留カード」制度がスタートした。今は全市町村ともに外国人登録制度がなくなっており、カードがないと住民登録できないので、例えば、オーバーステイ等の方は在留カードがないため住民登録できないことから医療の面で10割負担となってしまう。ほかにも様々な問題が起こると思うが、県は今回の改正に伴って、どのように対応を考えているのか。

(国際観光課長補佐)

国際観光課は担当課ではないが、参考までに答えさせていただくと、そういった在留カードを持たないで非正規で入国された方はたくさんおられるが、人道的立場に立って、特に母子の関係の福祉であるとか、就学に関しては配慮するよという内容の一斉通知が総務省から出ている。それに基づいて県の方でも対応している。

◆障害者総合福祉法を制定と、奈良県と障害者団体との関係作り

(村上委員)

現在、障害者自立支援法では、医療保険の自己負担金について、10%を負担することとなっており、サービスを利用する量が多い方ほど負担が増えるということになる。それでは生存権を脅かすことになるということで、訴訟が提起された。政府は、原告団に対して「現行の障害者自立支援法を全面改正する、あるいは現行の障害者自立支援法を廃止して、新たな障害者総合福祉法を制定して、来年の8月までに施行する」という約束をした。これに基づいて、内閣府に新しい法律の骨格を検討する委員会を設置し、委員会での提言をもとに新しい法律をつくるということになっていたにもかかわらず、現行の自立支援法の一部を改正（難病の方を福祉サービスの対象にする等）しただけで、10%を自己負担という制度は踏襲されたままになっている。

また、この新しい障害者総合福祉法を制定するという事になった原因の一つである2006年の国連の障害者権利条約は、現在100を超える国々が批准しているにもかかわらず日本は批准できていない。なぜかという、障害者自立支援法の中身が不十分だからだ。新しい法律の制定は、それをクリアする機会であったにもかかわらず、そのようにならなかった。

そういうことについて、障害者の団体や権利条約の加盟を進める団体と、どのような関係作りを奈良県はしようとしているのか。そういう権利条約等の啓発には積極的にも取り組んでいただきたい。基本的に、障害者の定義そのものが日本は間違っており、各支援法

は、医学モデルに基づいて障害を定義しているが、世界の潮流は社会モデルに従って定義するということになっている。障害のある方が、どのように機能的に不十分で、それをカバーするために社会はどうすればいいかというのが問題であって、社会の側が変わるということでないといけないというのが障害者権利条約の根幹になっている。そういう啓発を是非していただきたい。

(障害福祉課長)

違憲訴訟を受けて、「当事者の方々の意見を聞きながら、障害者自立支援法・支援制度を改正する」という方針で作業が進められてきた。にもかかわらず、委員お述べのような結果になっているというのは、当事者団体や関係者の方々にとっては大きな不満につながっていると思う。それぞれ必要な方に必要なサービスを提供することが、まさに、人権に立脚したサービスといえるのではないか。

県としても関係団体とも連携しながら、今後も障害者制度に関する要望等に取り組んでいきたい。その連携の仕方等については、障害福祉団体の方々と相談させていただきたい。

◎議題（２）若者の人権意識調査の結果について

◆事務局（人権施策課長補佐）から資料に基づきポイントを説明

○調査の経緯・目的について

県民(20歳以上)の人権意識調査について、前回2008(平成20)年度と、前々回2002(平成14)年度の調査結果を比較すると、特に若い世代に「保守化傾向」がみられた。今まで、こういう意識調査の対象から漏れていた次世代を担う若い世代の意識を把握するために、今回初めて、15歳から19歳という若者に特化した意識調査を実施した。

○調査対象等について

県内在住の15歳から19歳の若者が対象。5,000人を住民基本台帳から無作為に抽出した。調査方法は郵送による無記名アンケート方式、調査時期は2011(平成23年)9月、有効回答数は2,002件で、回答率は40.9%だった。

○自己イメージについて

問2では「自分は人並みには価値ある人間である」「自分はいろいろな良い素質を持っている」という自己を良い方に評価する若者の割合が、成人に比べて低くなっている。逆に「自分は役に立たない人間だ」というマイナス評価をしている若者が、成人に比べて高くなっている。「若者は、成人と比べて、自分に自信が持てない傾向にある」といえる。

○人権意識について

問9では「友人または家族が、家を買うときに、その地域が同和地区かどうかの問合せをする行為」について、「問題だ」と思う若者の割合が、30歳以上に比べて高くなっている。

問11では「外国人、高齢者、母子・父子家庭、障害者等に家や部屋を貸さない家主の態度」について、「外国人に貸さないことは差別と思う」、「高齢者に貸さないことは差別と思う」という若者の割合は、成人に比べて高くなっている。

問13では「同和地区出身者、在日韓国・朝鮮人、日系ブラジル人、車椅子が必要な人、精神の障害で通院している人、親が破産宣告を受けた人、親が刑を終えて出所した人、そういった人との結婚」について、「同和地区出身者との結婚を問題にしない」、「車椅子が必要な人との結婚を問題にしない」という若者の割合は、成人に比べて高くなっている。

以上のことから、「若者は、成人と比べて、自分に自信が持てない傾向があるものの、概ね人権意識は高い」といえると思う。

○「いじめ」について

前回の成人の意識調査には「いじめ」についての項目はなかったのですが、問4では「いじめを見て見ぬふりをしたことがある」若者は57.2%、問5では「いじめは人権侵害だと思う」若者は55.7%という数字であった。「いじめは人権侵害だ」という思いは強いが、逆に、「見て見ぬふりをしてしまう」という傾向にもあるといえる。

○「結婚」について

問12では「結婚相手に求めるもの」として、男性が結婚相手（女性）に「家事能力」を求める割合が37.4%、逆に、女性が結婚相手（男性）に「家事能力」を求める割合が8.3%であった。固定的な性別役割分担意識が若者にも残っているのではないかと思う。

○「インターネットとの関係」について

問18では「学校以外で人権問題の情報を得るもの」について、インターネットで情報を得る若者の割合が、成人に比べて高く、逆に、新聞から情報を得る若者の割合は、成人に比べて低くなっていた。

問15では「インターネット上での悪口やプライバシーの書き込みを見たことがある」若者の割合が、成人に比べて高くなっていた。また、そういった書き込みを「許せない人権侵害だ」と思う若者の割合も、成人に比べて高くなっていた。若者はインターネットに慣れ親しんでいるので、インターネットから人権問題の情報を得ることが多く、またインターネット上での人権侵害を許せないと思っている率が高いということがいえる。

◆野口副会長から調査結果について解説

○人権啓発の媒体について

若者の意識を形成する人権に関するメディア・媒体について、旧来の新聞という媒体は影響力を持たなくなってきたり、それよりもインターネットによる情報の影響を受けている結果がみられた。特に、県や市町村が人権施策を行う場合の媒体として、広報誌やパンフレットによることが多いのだが、若者はそういうものをほとんど見ていない。

若者の人権意識を高めようとするには、県や各自治体が行ってきた旧来の手法は影響力を及ぼしていかないとはいえる。若者にターゲットに絞った人権啓発を行う場合、新たなやり方を模索していかなければならない。

○若者の人権意識は高まっているのか

年配層と比べると、学校で人権教育をしているので人権意識が高まっている側面がある。例えば、結婚について「マイノリティであることがと分かって問題にしない」という若者が多くなっている。

しかし、一方で、「人権教育がなかなか若者に浸透していない」という側面もみられる。

同和地区問合せを「問題だと思うか」「問題と思わないか」という問いに、34%、すなわち1/3の若者が「わからない」と答えている。同和対策事業特別措置法が期限切れになって「同和問題は終わった」という風潮、同和問題をきちんと取り上げるのではなく、「それには触れないでおこう」「寝た子を起こすな」という風潮が強くなってきている。そういう状況の中で、同和地区問合せ事例があちこちで発生しており、それをどのように捉えるのか、きちんと捉えられていない傾向があるのではないか。そういう点からいうと、「しっかりした人権意識が定着しているのか」といえば、それほど楽観できない。

だから、この「若者の人権意識調査」の結果を、学校教育の現場等でどのように捉えて、どのような活かしていくかが大事である。そのため、結果を分析・検討していくような組織・研究会を教育委員会の中に立ち上げられたらよいのではないか。

○自己イメージと人権意識の関係について

自分自身に対する評価について、自分自身にあまり自信をもっていない若者が増えてきている傾向があった。「役に立たない人間だと思う」といった意見を持つ自分自身にあまり自信をもっていない若者と、「良い素質を持っている」「人並みに価値ある人間である」といった意見をもつ自分に自信をもっている若者の二つのグループがある。人権意識については、「有能感を持っている人は、人権問題について冷たい」、「自信をもてない若者は、差別を受けている人に対して共感の態度をもっている」という意外な結果が出た。すなわち、最近の若者が自分に自信がもてないということは、人権意識に関してはプラスになっている。なぜ、そういう「ねじれ現象」が生じているのか。意識調査では考える手がかりを得られただけだが、さらに項目間を比較すると、いろいろなことが見えてくると思う。

「私たちの社会では、うまく立ち回っている人間だけが得をする」「まじめに努力すれば、いつかは必ず報われる」「みんなが権利ばかり主張すると、社会は混乱する」といった社会に対する意識を問う項目を分析することによって、例えば、人間の持つ善意には懐疑的な見方をするようなもの、社会に対する冷笑的な見方をするようなものがあることがわかる。これらと自己イメージ、あるいは人権意識や差別についての考え方とどのように関連しているのかを分析すると、差別者への共感因子や、弱者への冷淡な意識を示す冷淡因子や、「人権問題や差別はそれを受ける人の問題であって自分には関係がない」とする他者化因子などが浮かび上がってくるという興味深い結果が出ている。

(寺澤会長)

この調査を教育委員会や行政がセクションとしてどう読み取るのかが大事。県は財政の事業効果測定などを行っているが、「調査の予算に対して、県教委はこういうことを読み取った」ということを示すべきであり、それほど価値のあるデータが出ている。

予算があるなら、この調査結果について、専門機関を設けて教育・啓発の課題を見つけしていくということをされるとよいのではないか。

(岡下委員)

大淀町で、中学生に対して「あなたはこの町に住みたいですか」というアンケートを実施したところ、中学生と高校生とでは、まったく違った結果が出た。中学生の場合はまだまだ職に就いていないし、自分に自信がもてないというのはこの調査結果からも明らかだ。

同じアンケートを何年か先に実施したら、また違った結果が出るのではないか。現代の若者はそういう考え方をしているが、社会の状況や自分の成長でまだまだ変わっていくと思う。

(野口委員)

自分に自信がもてないというのは、単なる心理的なものではなく、今の社会の状況が「先を見通せないもの」であるということを反映していると思う。

(渋谷委員)

今回の調査の対象となった高校1年生から大学1年生というのは、まだまだ結婚や住宅などの問題を、リアルに経験したことがない、まだ教育を受ける立場にある時の考え方であり、これから30歳・40歳と年齢を重ねるにつれて変化してくると思う。そのときの彼らの意識には、取り巻く社会の状況というものが関わってくるのではないか。

(寺澤会長)

「若者はこうである」ということではなく、こうした傾向から、行政や教育が、どういう課題があるのかということを考えていくことが大事。今回の結果が「これで完了」ではなく、これを活用できるようにしていただきたい。

◎議題(3) その他

◆協働推進について(要望)

(村上委員)

いろいろな人権に関わる活動を支えているのはNPOであり、資料1にも「ボランティア・NPO・公益法人等の団体、企業等との協働の推進」とある。協働推進指針、ガイドラインもできているが、本来の意味での「対等なパートナーとして信頼関係に基づく協働事業」というものには程遠いと思う。信頼関係に基づいて「この分野については任せる」というスタンスでないと協働というのは成り立たない。そのためには情報公開と企画立案段階からの協働が必要である。

また、NPOに対する寄附金税制について、認定を受けているNPO法人に寄附をした場合は寄附金控除を受けることができる制度があり、以前は国税庁が認定していたが、4月からは、奈良県の場合は奈良県知事が認定をするという制度に変わった。それと同時に、その認定を受けることができないNPOに対しても、県民税や市町村民税についての寄附金控除が受けられるように条例で指定することができる制度がスタートしている。ぜひ早急に条例を制定していただきたい。その制度ができたからといって寄附が集まるとも思えないが、寄附金は資金の調達の大きな手段でもり、また、社会的な信用を獲得して自分達の活動を活発にするには、おおいに必要な制度だと思う。

(以 上)